

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター

管理運営仕様書

令和7年7月

焼津市健康福祉部障害福祉課

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター管理運営仕様書目次

第1章 総則

1	趣旨	1
2	施設の設置目的	1
3	対象施設の概要	1
4	業務の基本方針等	1
5	法令等の遵守	2
6	市と指定管理者の業務区分とリスク分担	2
7	業務委託の制限	3
8	休所日及び開所時間	3
9	緊急対応マニュアルの作成	3
10	緊急時の対応	3
11	異常気象、災害等による利用の禁止又は制限	3
12	事故等による救援活動	4
13	担当	4

第2章 業務内容

1	指定管理者が行う管理業務の範囲及び内容	5
2	指定管理者の業務の実施及び履行責任等に関する事項	6
3	運営状況の情報公開等	7
4	改善等の指示等	7
5	施設修繕を行う場合の事前協議	7
6	業務遂行に必要な資格	7
7	その他の留意事項	7

別紙

- (別紙1) 施設平面図
- (別紙2) リスク分担表
- (別紙3) 修繕等の負担区分
- (別紙4) 施設及び付属設備の維持管理業務
- (別紙5) 焼津市備品一覧

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター管理運営仕様書

第1章 総則

1 趣旨

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター管理運営仕様書(以下仕様書という。)は、指定管理者が行う焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターの業務の内容及び履行方法について定めるものとします。

2 施設の設置目的

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターは、地域で生活する精神障害者が憩いの場として利用する中で、日常生活の支援・日常的な相談への対応・地域交流活動・生産活動・レクリエーションを通して、生活リズムを整え、自立と社会参加の促進を図ることを目的として設置し、運営されています。

3 対象施設の概要

ア 名称	焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター
イ 所在地	焼津市宗高950番地の1
ウ 建築延床面積	396.90㎡
エ 構造規模	鉄骨造 平屋建
オ 敷地面積	1334.13㎡(共用)
カ 開所年月日	平成15年4月1日
キ 施設内容	作業室、休憩室、事務室、トイレ、更衣室、和室
ク 平面図	別紙(施設配置図)のとおり

4 業務の基本方針等

施設の目的の達成及び精神障害者の福祉の向上を図るため、指定管理者の創意・工夫に基づいた質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の節減を目指すこととします。

(1) 基本方針

- ① 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターは公の施設であり、その利用に関しては平等かつ公平な取り扱いをすることとします。
- ② 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターは、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として設置したものです。この設置目的を踏まえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立ち、適正な管理運営に努め、市民の信頼に応えることに努めるものとします。
- ③ 指定管理者は、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターの管理について、創意工夫ある企画や焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的かつ効率的な運営を目指すこととします。

(2) 維持管理と運営方針

- ① 施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第一とし、施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行います。
- ② 省エネルギーや省資源等に可能な限り取り組むこととします。
- ③ 地震や津波等に対する防災対策への十分な配慮をします。
- ④ 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等かつ公平な利用を確保する管

理運営を行います。

- ⑤ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるよう創意・工夫を行い、管理経費等の節減に努めます。
- ⑥ 利用者に対しては、親切かつ丁寧で、質の高いサービスを提供します。
- ⑦ 適切に従業者を配置し、利用者へのサービス提供を第一に考えます。
- ⑧ 利用者の意見を聞き、利用者の満足度を高めます。
- ⑨ 収入と支出を常に意識し、収支バランスのとれた適切な運営に努めることとします。
- ⑩ 焼津市と密接に連携を図りながら、管理業務を行うこととします。

5 法令等の遵守

(1) 指定管理者は、本仕様書及び次に掲げる法令等により、管理運営業務を適切に行うものとします。

- ① 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 16 年焼津市条例第 18 号）
- ② 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成 16 年焼津市規則第 17 号）
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）
- ⑤ 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例（平成 20 年焼津市条例第 84 号）
- ⑥ 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例施行規則（平成 20 年焼津市規則第 47 号）
- ⑦ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ⑨ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑩ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑪ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑫ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑬ 焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 19 日条例第 22 号）
- ⑭ 焼津市情報公開条例（平成 18 年焼津市条例第 2 号）
- ⑮ その他管理運営等に係る関係法令

6 市と指定管理者の業務区分とリスク分担等

(1) 業務区分

市と指定管理者の業務区分は、仕様書のとおりです。なお、以下の業務は市が行います。

- ① 焼津市行政財産の目的外使用に関する条例に基づく許可
- ② 市有財産管理（施設の管理運営業務に係るものを除く）

ただし、仕様書に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、業務区分を決定します。

(2) リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別紙 2 を参照してください。

ただし、別紙 2 に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定します。

(3) 修繕等の負担区分

市と指定管理者の建物、設備等の修繕、備品等の修繕、更新等の負担区分は、別紙3を参照してください。

ただし、別紙3に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、負担区分を決定します。

7 業務委託の制限

指定管理者が行う管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、次に掲げる業務については、市の承認を得て他の事業者へ委託できるものとします。

(1) 主要業務の一部の委託

主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると市が認めた業務

(2) 関連業務の委託

清掃、警備、設備・機器の保守点検業務などの建物等の維持管理に関する業務のように、当該施設の設置目的を達成するための主要な事業の運営に直接関係しない業務

8 休所日及び開所時間

(1) 休所日

センターの休所日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができます。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 開所時間

センターの開所時間は、午前9時から午後4時までとします。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができます。

9 緊急対応マニュアルの作成

指定管理者は、異常気象や自然災害及び危険事象における具体的なマニュアルを作成してください。

10 緊急時の対応

指定管理者は、緊急対応マニュアルに基づき、市、警察、消防等と連携を図りながら対応することとします。また、指定管理者は緊急時において、待機連絡と初動対応が可能となる管理体制を確立しておくものとします。

なお、緊急時とは次に挙げるものとします。

- (1) 静岡地方気象台発表の気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合及び震度5弱以上の地震、津波、その他の自然災害が発生した場合
- (2) 感染症、事件等の危険事象が発生した場合
- (3) その他、施設利用者の生命、身体等への被害が及ぶ恐れがある場合

11 異常気象、災害等による利用の禁止又は制限

指定管理者は、緊急時に該当する異常気象、災害が発生した場合は、速やかに利用禁止又は制限等の必要な措置を講ずるものとします。

なお、利用の禁止又は制限の措置は、市と連携を図りながら行うものとしますが、緊急時においては利用者の安全確保を優先し、指定管理者において必要な措置を速やかに行い、その旨を市に報告してください。

12 事故等による救援活動

指定管理者は、利用者の事故等による救援活動を要する事態が発生し、又は利用者から救援の要請を受けたときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、市へ口頭で連絡し、顛末を速やかに書面により報告してください。

13 担当

〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号
焼津市健康福祉部障害福祉課障害支援担当
電話 054-631-5532 FAX 054-626-2189
e-mail shogai@city.yaizu.lg.jp

第2章 業務内容

1 指定管理者が行う管理業務の範囲及び内容

指定管理者は条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務を行っていただきます。
その具体的な内容については、次に掲げるとおりです。

(1) 施設の運営に関する業務

① 作業指導、日常生活訓練及び社会生活への適応訓練に関する業務

ア 作業指導

障害者が主体的、意欲的に取り組めるよう作業の内容等を指導する。

イ 日常生活訓練

障害者が地域での自立した生活を送れるよう支援する。

ウ 社会生活への適応訓練

障害者が社会参加できるよう支援する。

エ 創作的活動

障害者への創作的活動の場を提供する。

② 運営管理全般を総括する業務

維持管理、防災、備品維持管理、定期報告等に関すること。

(2) 施設の管理に関する業務

① 施設を維持していくための保守点検及び維持管理

ア 施設、設備（敷地を含む。）及び備品等の保守管理

施設、設備及び備品等の機能と環境を良好な状態で維持し、サービス提供が常に円滑に行われるよう、事故を未然に防止し、利用者が常に安全に施設を使用できるように、日常点検及び定期点検を行う。破損、不具合、修繕の必要等が発生したときは、速やかに市に報告すること。

イ その他センターの安全管理

施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を予防し、利用者の安全を図るよう心掛けること。

なお、事故が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する措置を市長に報告すること。

② 備品等の保守管理

指定管理期間中は、市が所有する備品、用具（事業所が管理するものに限る。）を無償で貸与する。

施設の運営に支障をきたさないよう備品等の保守・管理を行うこと。破損、不具合等が発生した場合は、修繕を行うこと。修繕を行った場合は、その原因、状況及び修繕状況を市長に報告すること。

(3) 使用許可に関する業務

施設及び付属施設設備の使用許可に関すること。

(4) 利用料金の収受に関する業務

利用料金の収受、管理に関すること。

センターの利用者からの費用負担金は、規則に定める額の範囲内で、あらかじめ市と指定管理者が協議を行い決めることとし、指定管理者が収入として収受します。

(5) 自主事業

指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた障害者福祉に関する啓発事業等自主事業の実施を行うことによる施設の利用を促進することとします。

(6) その他

① 利用者の安全確保及び指導に関すること。

- ② 事業報告書の作成及び報告に関すること。
- ③ 広報及び宣伝に関すること。
- ④ 市が必要と認める業務に関すること。

2 指定管理者の業務の実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業報告書の作成及び提出

① 年度計画書の提出

下記の事項を記載した翌年度の年度計画書を、前年度9月末までに市へ提出することとします。

- ア 月別事業予定表
- イ 収支予算
- ウ その他市が必要と認める事項

② 月次事業報告書の提出

毎月10日までに、下記の事項を記載した前月分の月次事業報告書を市へ提出することとします。

- ア 利用状況 在籍人数、利用述べ人数、開所日数、平均利用人数
- イ 生産活動内容 利用料金等の収入実績
- ウ 行事及び地域活動内容
- エ 維持管理業務
- オ 事故、苦情等
- カ その他市が必要と認める事項

③ 事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に下記の事項を記載した事業報告書を市へ提出してください。

- ア 管理運営に関する業務の実施状況
- イ 管理運営にかかる収支状況
- ウ 施設の利用状況
- エ その他市が必要と認める事項

年度途中で指定を取り消されたときは、当該年度のその取り消された日までの間の事業報告書を提出していただきます。

④ その他報告書の提出

その他必要に応じて、市から利用状況等についての報告書の提出を求められます。

(2) 実地調査

市は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況と必要なサービス水準を確保するため、実地調査を行うこととします。

① 定期実地調査

指定管理者による管理業務の実施状況を把握することを目的として、毎年度1回以上、定期的に実地調査を行います。

② 随時実地調査

定期実地調査の結果を追跡確認するため、又は利用者から苦情、要望等が寄せられたときなど、必要に応じて、随時実地調査を行います。

(3) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を徴収し、その結果及び業務改善が可能な場合、市へ報告することとします。

(4) 報告書の内容の調査

上記(1)及び(3)により市へ提出された報告書の内容については、必要に応じて市又は監査委員が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

3 運営状況の情報公開等

指定管理者は、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターの運営状況について、定期的に市広報紙又はホームページなどで関連情報を公開することとします。

4 改善等の指示等

実地調査の結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は業務の改善等の必要な指示を行い、改善がみられないときは、指定管理料の減額、業務の停止又は指定の取り消しを行うことがあります。

5 施設修繕を行う場合の事前協議

施設修繕を行う場合は、市と協議することとします。

6 業務遂行に必要な資格

指定管理者は、業務を遂行するにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）を遵守しなければなりません。また、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていなければなりません。個々の業務について再委託を行う場合には、当該業務について再委託先がそれぞれ業務を行う上で必要な免許、許可、認定等を受けていなければなりません。

7 その他の留意事項

(1) 指定管理者は、施設における事故等に備え、施設管理者賠償責任保険等に加入していなければなりません。

なお、市では以下の保険に加入していますが、指定管理者の管理に起因する損害については、指定管理者に賠償責任を負っていただきます。

① 全国市長会市民総合賠償補償保険

市が所有、使用、管理する施設及び市の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払う賠償責任保険と、市主催行事や市管理下のボランティア活動中の事故により被災した住民に対する見舞金などに充てる保険金を支払う補償保険により構成されています。

指定管理者を被保険者とみなすことが可能ですが、本保険の対象外となる業務もあります。

② 建物総合損害保険

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターを対象としています。

管理者に関係なく、火災、落雷、破壊行為による被害などの損害に対しててん補するものです。

(2) 経費について

① 市が支払う指定管理料の金額

市が支払う指定管理料には、「第2章 業務内容 1 指定管理者が行う管理業務の範囲及び内容」に示すすべての業務の経費を含みます。

② 市が支払う指定管理料の支払い方法

指定期間の各年度（4月から翌年3月）の額を協定書に定め、年度ごとに支払う

こととします。各年度の具体的な支払時期は、協議のうえ決定することとします。

③ 経理業務

帳簿を管理し、適正なる経理事務を行うこととします。

④ 実地調査

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を行うこととします。

(3) 備品等

① 什器、備品等（以下「備品等」という。）は、市が指定管理者に貸与するものを備品等（Ⅰ種）とし、その他のものを備品等（Ⅱ種）とします。

② 備品等（Ⅰ種）は市に帰属するものとし、指定管理期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、市又は次期指定管理者に引き継がなければなりません。

③ 市が指定管理者に貸与する備品等（Ⅰ種）は別紙4のとおりです。

④ 備品等（Ⅱ種）のうち、指定管理業務会計で購入又は調達したものは、市に帰属するものとし、指定管理期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、市又は次期指定管理者に引き継がなければなりません。

⑤ 備品等（Ⅱ種）のうち、指定管理業務会計外で購入又は調達したものは、指定管理者に帰属するものとし、指定管理期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、市の承認を得た場合を除き、指定管理者の責任において撤去していただきます。

⑥ 備品等（Ⅱ種）のうち、市に帰属させる物品等は、次期指定管理者募集の際に備品等（Ⅰ種）に組み入れるものとし、

(4) その他

① 業務の引き継ぎ

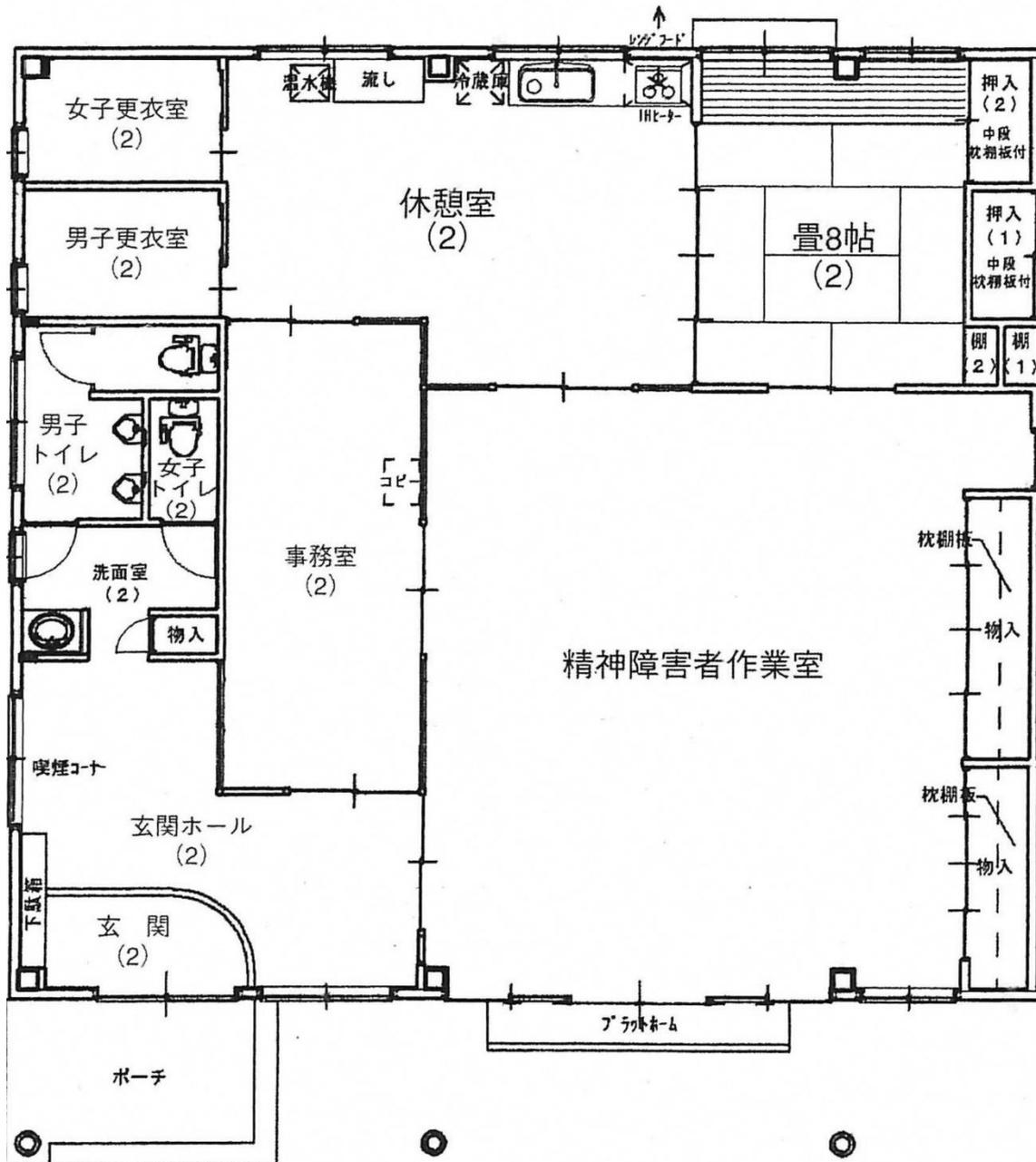
指定管理者は、指定から管理業務の開始までの間、指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、市又は現指定管理者からの業務の引き継ぎ、研修を行うこととします。

また、指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、円滑な業務の引き継ぎを行うとともに、利用者情報等の必要なデータ等を市又は次期指定管理者へ引き継がなければなりません。

② 原状回復義務

指定期間が終了した場合、又は指定が取り消された場合は、市の承認を得た場合を除き、施設又は設備を速やかに原状に回復し、市又は次期指定管理者へ引き継がなければなりません。

③ この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、市と協議して決定することとします。



リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増減		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
住民等への対応	地域との協調		○
	施設の管理業務の内容に対する住民、施設利用者からの苦情、要望等		○
	上記以外	○	
法令等の変更	施設の管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に関する法令変更		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
引継に要する費用	業務引継に要する費用の負担		○
需要見込みと異なる状況	当初の需要見込みと異なる状況による損失		○
運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及び損失	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費、業務履行不能、変更及び延期	協議により定める	
臨時休館等に伴う損失	管理上の瑕疵又は通常（気象警報、指定管理者が行う修繕等による場合を含む）の臨時休館・休室・入場制限等に伴う損失		○
	上記以外の場合	○	
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設、設備、物品の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	上記以外のもの（10万円以上）	○	
	上記以外のもの（10万円未満）		○
第三者への賠償	市の施設、設備の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外のもの	協議により定める	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
指定の取消等	指定の取消し又は業務停止により指定管理者及び市に生じた経費		○

※このほか、このリスク分担表に定める事項で疑義がある場合又はこの表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえリスク分担を決定する。

別紙3

修繕費等の負担区分

区分		補修・修繕	更新	帰属
建物、設備、工作物等	1件あたり <u>10万円</u> 未満	指定管理者	指定管理者	市
	1件あたり <u>10万円</u> 以上	市	市	市
備品（Ⅰ種）	1件あたり <u>10万円</u> 未満	指定管理者	指定管理者	市
	1件あたり <u>10万円</u> 以上	市	市	市
備品（Ⅱ種）	指定管理業務会計で 購入・調達したもの	指定管理者	指定管理者	市
	指定管理業務会計外 で購入・調達したもの	指定管理者	指定管理者	指定管理者
消耗品費	事務処理に供するもの	指定管理者	指定管理者	指定管理者
	その他のもの	指定管理者	指定管理者	市
車両	市から貸与	指定管理者	市	市
	指定管理者が調達	指定管理者	指定管理者	指定管理者

※指定管理者の故意又は過失によるものは、指定管理者の負担とする。

※金額は消費税及び地方消費税を含む。

※備品（Ⅰ種）は市が貸与する備品

※備品（Ⅱ種）は指定管理者が指定管理業務の実施のために購入・調達した備品

※帰属が市になっているものは、指定管理期間終了後、市又は市が指定するものに引き継ぐものとする。

施設及び付属設備の維持管理業務

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターの適正な管理及び運営により、利用者に安全で衛生的な環境を提供し、建物の諸設備を最良の状態に維持するために、下記の業務を実施するものとします。

1 施設機械警備業務

(1) 対象物件

下記の対象物件に対して、機械警備を行う。

所在地：焼津市宗高 950-1

名称：焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター

焼津市大井川障害福祉サービスセンター（就労継続B型）

(2) 施設の規模

鉄骨造平屋建

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター 168.075 m²

焼津市大井川障害福祉サービスセンター（就労継続B型）228.825 m²

(3) 業務内容

警備の内容は、防犯・火災とする。

防犯業務は、警備対象物件にかかる盗難その他不良行為の予防のための業務とする。警備対象物件に設置された警報機器により検出された異常情報により、遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態の内容の点検を行い、必要に応じて警察機関に通報し、その緊急出動を要請するとともに、緊急要員が事態の拡大防止のために必要な処置をとること。

警備提供時間帯は警備状態のセット（作動開始）からリセット（作動解除）の間とする。停電・回線異常監視は24時間とする。

警備の開始又は解除については、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター及び焼津市大井川障害福祉サービスセンター（就労継続B型）、それぞれにおいて警備の開始または解除の操作を行うことができるものとする。

火災業務については、火災業務は対象物件における火災信号の監視業務及び、信号の受信時における緊急対処及び関係箇所への通報業務とする。

火災業務の提供時間帯は24時間とする。

2 浄化槽維持管理業務委託

(1) 浄化槽保守点検場所

所在地：焼津市宗高 950-1

(2) 浄化槽の容量

18人槽（7.981 m³） 1基

(3) 業務内容

浄化槽法及び同法施行規則に規定する保守点検

浄化槽の保守点検 6・9・12・3月

衛生害虫駆除 6月

汚泥引抜き・清掃業務 2月

3 浄化槽法定点検

浄化槽法定検査 2月

4 消防設備保守点検業務

(1) 場所

所在地：焼津市宗高 950-1

名称：焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター

焼津市大井川障害福祉サービスセンター（就労継続B型）

(2) 業務内容

消防法第17条の3の3の規定に基づき、下記の設備の外観・機器点検を9月、総合点検を2月に実施、報告する。

ア 消火器具

① 消火器 10型 3本

イ 自動火災報知設備

① 受信機 P型 2級 1面

② P型 2級発信機 2個

③ 表示灯 2個

④ 音響装置 2個

⑤ 作動式スポット型感知器 27個

⑥ 定温式スポット型感知器 3個

⑦ 煙感知器 5個

⑧ 常用電源 1式

⑨ 予備電源 1式

⑩ 配線点検 1式

ウ 誘導灯及び誘導標識

① 誘導灯 6灯

消防法による検査及び報告書の作成を行う。

5 建築・設備点検業務

建築基準法第12条第1項に基づく建築設備定期検査

建築基準法第12条第1項に基づく建物定期調査

6 植栽管理及び消毒業務

敷地内 3m以下の植栽剪定 11月

消毒 5・8月

7 植栽管理業務

敷地内 3m以上の植栽伐採

8 事業系一般廃棄物処理業務

事業で発生する可燃ごみ、不燃ごみ等の回収 毎月

9 日常清掃業務

館内は利用者が不快とならないように清潔に保つこと。特にトイレやキッチンなどの水回りについては重点的に清掃を行うこと。

10 ホームページ作成

別紙5

備品等一覧

名称	規格	数量	設置年月日	備考
電気温水器	MITUBISHI GP-1157T	1	平成15年4月1日	
ビデオ(DVD一体型)	Panasonic SUPER DRIVE NV-VP30	1	平成15年4月1日	
冷蔵庫	National NR-C271W-W	1	平成15年4月1日	
掃除機(業務用)		1	平成15年4月1日	
傘立て		1	平成15年4月1日	
玄関マット		1	平成15年4月1日	
机	職員用	4	平成15年4月1日	
肘付き椅子	所長用	1	平成15年4月1日	
椅子	職員用	3	平成15年4月1日	
収納家具(書庫)	上置		平成15年4月1日	
収納家具(書庫)	下置		平成15年4月1日	
書庫		1	平成15年4月1日	
回転黒板		1	平成15年4月1日	
ロッカー (男子更衣室)	4人用		平成15年4月1日	
レターケース			平成15年4月1日	
ロッカー(男子更衣室、女子更衣室)	8人用	3	平成15年4月1日	男子用1個 女子用2個
掃除用ロッカー		1	平成15年4月1日	
テーブル	台所用	3	平成15年4月1日	
椅子	台所用	24	平成15年4月1日	
和机		4	平成15年4月1日	和室用1台 女子更衣室用 3台
食器棚		1	平成15年4月1日	
パネルスクリーン		1	平成15年4月1日	作業室
収納ボックス		2	平成15年4月1日	玄関用1個 作業室用1個

作業台		4	平成 15 年 4 月 1 日	
作業用イス		24	平成 15 年 4 月 1 日	作業室用
タイムレコーダー		1	平成 15 年 4 月 1 日	
カードラック		2	平成 15 年 4 月 1 日	
手押車		2	平成 15 年 4 月 1 日	
踏台		1	平成 15 年 4 月 1 日	
IH クッキングヒーター		1	平成 15 年 4 月 1 日	
掃除機	ペルソス充電 3WAY クリーナー	1	令和 2 年 10 月 12 日	
加湿空気清浄器		2	令和 2 年 12 月 10 日	
加湿機能付き電気ストーブ	P a n a s o n i c	1	令和 2 年 12 月 20 日	
エプソンプリンター	E P -982A3	1	令和 2 年 12 月 25 日	
電気掃除機紙パック式	P a n a s o n i c	1	令和 5 年 3 月 27 日	
掃除機	P a n a s o n i c MC-PJ23GE4-C	1	令和 6 年 3 月 27 日	